

L

【別紙】エリア別の施設の最適化の主な取組

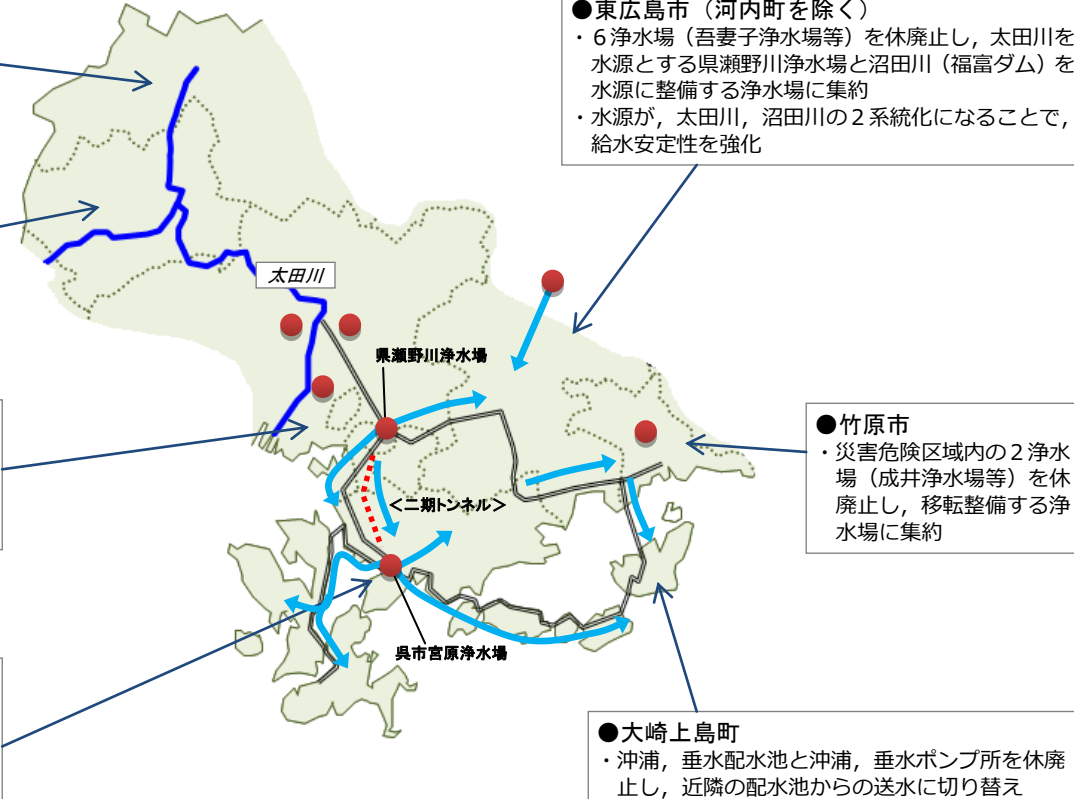
■ 太田川エリア

●北広島町（西部）
・川小田浄水場を休廃止し、近隣の浄水場に集約

●安芸太田町
・9浄水場（川北浄水場等）を休廃止し、近隣の浄水場に集約

●広島市（佐伯区を除く）
●海田町
●熊野町
・既存施設の維持を基本に、必要水量に応じて、施設規模を適正化

●呉市
●江田島市
・江田島市の5浄水場（前早世浄水場等）と県宮原浄水場を休廃止し、呉市宮原浄水場に集約



■ 江の川エリア

●北広島町（東部）
・3浄水場（壬生浄水場等）を休廃止し、土師ダムを水源として整備する統合浄水場に集約

●三次市
・13浄水場（仁賀浄水場等）を休廃止し、向江田浄水場に集約
・三次市と庄原市、安芸高田市を結ぶ緊急時連絡管を整備

●庄原市
・東城地区の3浄水場（川西浄水場等）を休廃止し、鯉の池浄水場に集約
・庄原市と三次市を結ぶ緊急時連絡管を整備

●安芸高田市
・26浄水場（坂巻浄水場等）を休廃止し、土師ダムを水源として整備する統合浄水場に集約
・安芸高田市と三次市を結ぶ緊急時連絡管を整備

●世羅町（西部）
・5浄水場（大見浄水場等）を休廃止し、黒瀬浄水場に集約

●府中市（上下町）
・既存施設の維持を基本に、必要水量に応じて施設規模を適正化



■ 小瀬川・八幡川エリア

●廿日市市（佐伯地区）
・5浄水場（津田浄水場等）を休廃止し、県三ツ石浄水場に集約

●広島市（佐伯区）
・桐浄水場を休廃止し、県三ツ石浄水場に集約

●大竹市
・防鹿浄水場の維持を基本に、必要水量に応じて施設規模を適正化

●廿日市市（宮島地区）
・大砂利浄水場を休廃止し、県三ツ石浄水場に集約
・海底管の整備による宮島への送水ルート二重化



■ 沼田川エリア

●三原市
・緩速ろ過方式の西野浄水場に、濁水対策として急速ろ過方式の施設を追加整備した上で、県宮浦浄水場を休廃止し、西野浄水場に集約
・和木浄水場を休廃止し、新和木浄水場に集約
・沼田川上流の福富ダムを水源として整備する統合浄水場から緊急時連絡管を整備
※広島空港は、敷地内の雨水調整池等を利用し、可搬式浄水処理装置により、断水時の給水を確保

●尾道市
・長江浄水場を休廃止し、県坊土浄水場に集約
・県坊土浄水場と福山市（芦田川）を結ぶ緊急時連絡管を整備
・予備水源として、久山田ダム、竜泉寺ダムを確保

●東広島市（河内町）
・2浄水場（河内浄水場等）を休廃止し、県埴田浄水場に集約
・沼田川上流の福富ダムを水源として整備する統合浄水場から緊急時連絡管を整備

●福山市（沼隈・内海地区）
・既存の送配水施設の維持を基本に、必要水量に応じて施設規模を適正化



■ 芦田川エリア

●世羅町（東部）
・2浄水場（賀茂浄水場等）を休廃止し、さかえ浄水場に集約

●神石高原町
・9浄水場（西油木浄水場等）を休廃止し、近隣の浄水場に集約

●府中市（旧市内）
・用土浄水場を休廃止し、城山浄水場に集約

●福山市
・福山市と沼田川を水源とする県坊土浄水場（尾道市）を結ぶ緊急時連絡管を整備

